

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「取締役会の活性化」「意思決定の迅速化」「透明性の確保」の3点を重点課題と認識し、社内情報システムの高度化・法令の遵守・適時適切な開示等を通じて経営管理機能の強化に取り組んでいくことが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社では、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等、全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。当社では今後、議決権電子行使プラットフォーム招集通知の英訳を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトの開示することを検討してまいります。また、株主名簿に記載されている海外の信託銀行等へ招集通知の英訳を送付することも検討したいと考えております。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の収益還元等の保有目的の合理性を基本的な方針としております。同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要のため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(a) 企業理念、経営理念、事業理念、市場拡大戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(b) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(c) 取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議において、現状は社長に一任することを決定しております。監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

(d) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、役員規程において役員候補の推薦基準を、

ア 法定の要件を備えていること、

イ 経営感覚が優れていること、

ウ 指導力、統率力及び企画力に優れていること、

エ 役員にふさわしい人格、識見を有すること

と定めており、この基準に加え、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務、業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(e) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3-2-1】

(a) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会にて協議・決定する予定でございます。

【補充原則4-2-1】

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、来年度に独立社外取締役を1名選任予定とし、ビジネス等多様な分野における専門的な知識及び経験に基づき、経営の方針や経営改善、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定等について、監視監督を行い、経営陣・支配株主から独立した立場で適時正確な意見を述べていただきます。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しております。内1名を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありませんが、来年度にもう1名選任し、2名体制の予定です。社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、来年度の社外役員4名体制で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役は現時点でおりませんが、必要に応じて社外監査役を含む監査役と会合を開催しており、客観的な立場に基づく意見交換をしております。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役は現時点でおりませんが、原則4-8に記載のとおり、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。今後複数名選任された際には経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を構築する必要があると考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役は現時点でおりませんが、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定してまいります。

【補充原則4-10-1】

独立社外取締役は現時点でおりませんが、今後複数名選任された際には取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することも検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会は各取締役に対して経営者評価を行い取締役会全体の実効性について分析・指導しております。なお、開示については今後検討してまいります。

【補充原則4-12-1】

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

また、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、経営会議の資料を送付し、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めています。なお、現在は議題の要約を事前配布しておりませんが、今後要望があれば資料の事前配布を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の収益還元等の保有目的の合理性を基本的な方針としております。同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、役員規程10条(競業避止義務)・同規程11条(自己取引禁止)で禁止しており、取引を行う場合は取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示してまいります。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えてまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(a) 企業理念、経営理念、事業理念、市場拡大戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(b) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(c) 取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議において、現状は社長に一任することを決定しております。監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

(d) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、役員規程において役員候補の推薦基準を、

ア 法定の要件を備えていること、

イ 経営感覚が優れていること、

ウ 指導力、統率力及び企画力に優れていること、

エ 役員にふさわしい人格、識見を有すること

と定めており、この基準に加え、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務、業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(e) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－1－1】
当社の経営意思決定は、取締役会の決定において業務執行体制を確立し、経営会議等の議長により権限を明確に定めております。その概要については有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しております。内1名を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありませんが、来年度にもう1名選任し、2名体制の予定です。社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、来年度の社外役員4名体制で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役は現時点でありませんが、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定してまいります。

【補充原則4－11－1】
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役規程に定めており、その基準については、原則3－1(d)の記載のとおりであります。

【補充原則4－11－2】
当社の取締役、監査役、社外取締役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼務している者はおりません。

【補充原則4－11－3】
当社は、取締役会は各取締役に対して経営者評価を行い取締役会全体の実効性について分析・指導しております。なお、開示については今後検討してまいります。

【補充原則4－14－2】
新任の取締役・監査役には、就任の際に人事担当役員が取締役会規則等を説明しております。また、「新任取締役セミナー」・「新任監査役セミナー」等の外部講習を受講します。その後は、金融機関やシンクタンクが開催する講演会への参加、日本取締役協会や日本監査役協会が主催するセミナー・講習会で自己研鑽に努めております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR担当取締役を選任し、総務部をIR担当部署としております。
株主や機関投資家に対しては、決算説明IRを四半期毎に実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,450,000	9.41
ヒラノ会	1,303,900	8.46
伊藤忠商事株式会社	850,000	5.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	737,000	4.78
株式会社りそな銀行	731,000	4.74
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	692,793	4.50
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	672,996	4.37
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-C)	553,100	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	485,700	3.15
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NT MEL AUSTRALIAN TREATY LENDING CLIENTS ACCOUNT	379,100	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村規久男	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村規久男		——	企業経営としての豊富な経験から、幅広い知識と見識を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査部門は、10名で構成された内部統制委員会が担っており、監査計画に基づき業務および内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果をもって各部門に対し改善・改良の指示を行っており、監査役もその報告を受けるとともに、必要に応じてヒヤリングおよび意見交換を行い監査業務の充実を図っています。

また、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、期中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努め、監査の打合わせ・報告・棚卸等に監査役が同席し、内容の確認及び意見交換等を行っております。

なお、監査役高谷和光氏は公認会計士の資格を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高谷和光	公認会計士													○
田中寛治郎	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷和光	○	——	公認会計士の資格を持ち、専門的見地から客観的に意見を述べられるため。 ＜独立役員指定理由＞ 当社と高谷氏が代表社員を務めるネクサス監査法人において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。また、高谷氏本人においても、株主の付託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
田中寛治郎		——	他社にて工場の副工場長であった経歴を通じて豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、その経験から客観的に意見を述べられるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社グループが製造販売する産業用機械は受注生産であり、市場経済環境の変化により大きく業績が左右される可能性があります。ゆえに、長期的な展望にたった経営が求められ、当社では、取締役は任期中予め定められた役員報酬に見合う業績を上げるように努め、2年毎の株主総会での取締役改選で株主の皆様はその結果を判断していただくこととしております。よって、短期的な取締役の業績に対するインセンティブは特に設定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役6名に支払った年間報酬総額 89,222千円（平成27年6月26日開催の株主総会にて社外取締役を選任しております。）
監査役2名に支払った年間報酬総額 11,970千円（社外監査役を除く）
社外役員2名に支払った年間報酬総額 4,080千円（社外監査役）
(注) 1. 上記の報酬総額には、役員退職慰労引当金繰入額15,100千円（取締役6名に対し13,060千円、監査役2名（社外監査役を除く）に対し2,040千円）が含まれております。
2. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し役員退職慰労金を支給しております。（退任監査役1名に対し3,810千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の取締役からの独立性を求めた場合、監査役会規則の定めにより、監査役会は取締役に要請することができる。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役により、業務執行の監視、監督を行います。
上記の事項のほか、経営に関する重要事項を決議する機関として取締役6名で取締役会を構成し、毎月1回の定時開催と必要に応じて臨時開催し、監査役は取締役の職務遂行等を監査する体制としております。
また、取締役会及び部長を主体とする経営会議を設置し、取締役会で決定した経営意思決定の即時伝達や各セクションでの情報の共有化と重要課題の討議により、相互の意思疎通を図り迅速かつ的確な業務の遂行が可能な体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役により、業務執行の監視、監督を行います。
上記の事項のほか、経営に関する重要事項を決議する機関として取締役6名(うち社外取締役1名(平成27年6月26日開催の定時株主総会において、新たに選任しております。))で取締役会を構成し、毎月1回の定時開催と必要に応じて臨時開催を行う体制をとっており、監査役は取締役の職務遂行等を監査いたします。
社外監査役が取締役会に出席し、意見を述べる等十分に機能しており、監査役監査を支える人材・体制の確保としては、内部統制委員会を設置し、管理部門とともに監査役の機能強化に努めております。以上のことから、当社は経営監視機能の客観性及び中立性の確保ができていると判断し、現行の体制を採用しております。
また、取締役会及び部長を主体とする経営会議を設置し、取締役会で決定した経営意思決定の即時伝達や各部門での情報の共有化と重要課題の討議により、相互の意思疎通を図り迅速かつ的確な業務の遂行が可能な体制を構築しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書をホームページに掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております	
その他	機関投資家へ個別訪問にてミーティングを実施しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定める。

(2) コンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図りコンプライアンス体制の構築を図る。

(3) 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に努める。

(4) 内部通報制度を整備し、通報者に不利益が及ばないようにするとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

(5) 内部統制委員会は、各部門の業務遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施し、取締役社長にその結果報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社グループ会社に関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。

(2) 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規定、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。

(3) 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。

4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。

(2) 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。

(3) 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予算管理を実施する。

5. 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する管理、指導を行う。

(2) グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。

(3) グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。

(4) グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の取締役からの独立性を求めた場合、監査役会規則の定めにより、監査役会は取締役等に要請することができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求めることができる。

(2) 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

(3) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

(4) 当社は前号に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。

(2) 監査役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。

(3) 当社グループの役員及び従業員は、監査役またはその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。

(2) 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

(3) 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。

(2) 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。

(3) 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

